

## 布川事件要請決議

「2005年9月21日は、私にとって生涯忘れられない日になりました。それは、水戸地裁土浦支部によって『再審を開始する』という決定が出された日だからです。やってもいられない強盗殺人事件の犯人にされ、それまで計6度も有罪判決を受けたときの怒りと悔しさは、言葉では言い表せません。なぜ、裁判官たちは分かってくれないんだと、裁判不信にもなりました」（杉山卓男）「検察側が即時抗告したとはいえ、地裁が再審開始決定を出したことにより、やっと真実が通りそうな布川事件だが、なぜ、警察は証拠をでっち上げるのか、なぜ検察は証拠を隠すのか、なぜこんなこと許されるのか、あらためて納得できない思いに満たされている」（桜井昌司）・・・いずれも最近発行されたブックレット「崩れた自白」に掲載されている布川事件の犯人とされた杉山さん、桜井さんの心境です。この40年間、人生の主要な部分を司法の名において切り取られ、社会への不信を募らせていた二人にとって、今回の水戸地裁土浦支部の決定が、生きることへの確信を抱かせたことが良く分かります。

一方、この数ヶ月、深刻なえん罪事件の実態が、次々と新聞、テレビ、雑誌など各種メディアで報道され、市民の間にも広く「えん罪」という言葉が理解されるようになりました。そして、今なおえん罪被害が多発していること、こうしたえん罪事件に共通する「捜査当局の不正」を正すことが法治国家日本の大好きな課題であることが明らかになりました。

このような状況の下、5月にはジュネーブの国連・拷問禁止委員会の傍聴が実現し、杉山さん、桜井夫人らが参加して日本の取調べの実情などを訴え、各国委員の理解を得ることができました。また、取調べ段階での精神的拷問が「ウソの自白」をさせる手段になっているにもかかわらず、その可視化について日本政府がきわめて消極的であることも明らかになりました。

いま、貴裁判所において布川事件の再審請求が審理されていますが、この事件も別件逮捕から「ウソの自白」にいたる典型的なえん罪事件として注目されています。

水戸地裁土浦支部は自白の変遷についても詳細に検討し、自白が「虚偽の自白を誘発しやすい状況」で行なわれたことを指摘し、「再審を開始する」と決定しました。貴裁判所での審理では、捜査当局が証拠隠しにとどまらず、「自白録音テープ」が捏造されていたことも明らかになりました。

貴裁判所におかれましては、ふたりを有罪とする証拠の不存在をはじめ、自白、供述証拠の信用性について総合的に検討され、地裁決定を更に搖るぎないものとして確定させ、早期に再審無罪への道を開き、桜井さん、杉山さんの人権を守るとともに、公正な裁判の存在を改めて国民に示されるよう強く要請いたします。

2007年6月16日